

公 審 第 7 1 2 号

令和 7 年 6 月 1 1 日

一般社団法人日本野球機構

代表理事 榊 原 定 征 殿

公正取引委員会事務総局

審査局長 大 胡



警 告 書

第 1 警告の趣旨

- 1 公正取引委員会は、貴機構に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に基づいて審査を行った結果、貴機構は、自らが主催する令和 6 年のプロ野球の日本選手権シリーズ（以下「日本シリーズ」という。）の試合である第 3 戦に係るテレビ放送権について代理店を介して貴機構から許諾を受けていたテレビ放送事業者（以下「特定テレビ放送事業者」という。）が、他のテレビ放送事業者による日本シリーズの他の試合のテレビ放送と重複する時間帯に、メジャーリーグ・ベースボールの試合をテレビ放送することに対して、次の事実が認められた。
 - (1) 特定テレビ放送事業者から、日本シリーズの試合が行われる球場内における日本シリーズの取材活動のための許可証（以下「取材 I D」という。）を回収し、また、特定テレビ放送事業者に他の試合等の取材 I Dを発行しないことにより、令和 6 年 10 月 26 日から同年 11 月 10 日までの期間において日本シリーズの試合を含め貴機構が主催する試合等において特定テレビ放送事業者の取材活動を制限していたこと
 - (2) 日本シリーズの試合である第 3 戦に係るテレビ放送権の許諾の相手方を、特定テレビ放送事業者から他のテレビ放送事業者に変更するべく利害関係者と調整していたこと
- 2 貴機構の前記 1 の行為は、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の第 14 項に該当し独占禁止法第 19 条の規定に違反するおそれがある。

公正取引委員会



第2 警告の内容

公正取引委員会は、貴機構に対し、今後、前記第1の1と同様の行為を行わないよう警告する。